

三和通信機（有）

代表取締役

赤井 政和 様

福島県知事 内堀 雅雄



一般建設業の許可について（通知）

平成30年 6月 1日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許可番号	福島県知事 許可（般一30）第 28667号
許可の有効期間	平成30年 6月27日から平成35年 6月26日まで
建設業の種類	
電気通信工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成35年 5月 27日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)